

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準賞与額に係る記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 29 日

申立期間について、勤務していた株式会社Aから支給された賞与が年金記録に反映されていないことが分かったので、申立期間に係る賞与を年金記録に反映させてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る通常貯金預払状況調書により、申立人は、平成 18 年 12 月 29 日に株式会社Aから賞与の支払を受けたことが確認できる。

また、当委員会以外の年金記録確認地方第三者委員会に対し、株式会社Aから賞与の支払を受けたとする複数の同僚が本件と同じく標準賞与額についての申立てを行っており、その調査において当該複数の同僚が提出した申立期間に係る賞与支給明細書によると、申立人と同日に賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記通常貯金預払状況調書に記載されている賞与振込額を基に算出した賞与額及び保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aに照会しても回答が無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月 1 日から 62 年 7 月 1 日まで  
② 昭和 62 年 7 月 1 日から平成 4 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 41 年に A 県 B 郡 C 町で D 事業所を設立し、59 年 1 月に有限会社 E に改称して法人化し、経営していた。法人化後の同年 4 月に厚生年金保険に加入したが、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間とされていないので、被保険者期間として認めてもらいたい。

また、申立期間②について、標準報酬月額が給与と相違しているので訂正してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社 E を経営し勤務していたと主張しているところ、商業登記簿謄本等により、申立人は、昭和 59 年 1 月 30 日の設立時から同社の代表取締役として記載されていることが確認できることなどから、申立期間①及び②において同社の代表取締役として勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間①及び②について、有限会社 E の代表取締役である申立人は、「有限会社 E は平成 6 年 3 月 31 日に解散しており、貸金台帳等の資料は廃棄している。」旨述べている上、申立期間当時、社会保険事務を担当していた申立人の妻は届出等については覚えていないということから、申立期間①及び②における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除状況等を確認できない。

また、申立人は、当該事業所を法人化してから毎年、税理士に税の申告を依頼していたが、当該税理士は既に死亡し、名前も覚えていないとされていることから、申立期間①及び②における社会保険料の源泉徴収状況等を確認することができない。

さらに、申立期間①について、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 62 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る同原票の厚生年金保険被保険者記録に、訂正が行われた事跡は見当たらない。

加えて、F 県 G 郡 H 町が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、申立期間①について国民年金強制被保険者として国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる上、当該納付記録はオンライン記録と合致している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人は、年別の給与月額を記載したメモを「給与明細」として提出しているところ、当該メモは、申立人自らの記憶に基づいて記載したもので、厚生年金保険料等の控除額の記載が無い上、前述のとおり、申立期間に係る賃金台帳等の資料が廃棄されていることから、当該資料の正確性を裏付けることができない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、昭和 62 年 7 月 1 日の被保険者資格取得時の標準報酬月額が合致しており、被保険者原票及びオンライン記録のいずれにも遡及して標準報酬月額の訂正が行われた事跡は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月2日から同年11月1日まで

私は、昭和38年9月にA株式会社に入社し、平成2年6月に退職するまで同社に継続して勤務していたが、入社当初の申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされている。

私が申立期間当時の給与等を記録したメモに、厚生年金保険料が控除されている記載があり、会社からの表彰状にも昭和38年9月から勤務したと記載されているので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA株式会社の社員名簿、雇用保険の記録及び当該事業所からの表彰状により、申立人は、申立期間当時、同事業所に勤務していたものと認められる。

しかしながら、A株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、申立人の被保険者資格取得日は、昭和38年11月1日となっていることが確認できる。

また、申立人に係る社員名簿によれば、試雇開始日が昭和38年9月2日、採用日が同年11月1日となっていることから、申立期間は、試用期間であったものと考えられる。

さらに、A株式会社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び保険料控除について、上記資料どおりの届出を行っており、申立期間の厚生年金保険料は控除していないとしている。

加えて、申立人のものと主張する給与等のメモについては、当該メモに記載されている厚生年金保険料等の控除額と、申立人の妻の健康保険厚生

年金保険被保険者名簿の記録で確認できる申立期間当時の標準報酬月額から算出される厚生年金保険料等の額が合致することから、申立人の妻の給与等に関するものと推認される。

なお、前述のメモと同ページに別の給与等のメモがあり、昭和 38 年 9 月の欄に「A」との記載があることから、これが申立人に係る給与等に関するメモであると考えられるところ、申立期間において厚生年金保険料が控除されたことをうかがわせる記載は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。